

2019年7月25日

厚生労働省医薬・生活衛生局
食品基準審査課 新開発食品保健対策室 御中

コープデリ生活協同組合連合会
理事長 土屋 敏夫

「ゲノム編集技術応用食品及び添加物の食品衛生上の取扱要領（案）」に対する意見

本年2月、当連合会は「ゲノム編集技術を利用して得られた食品等の食品衛生上の取扱いについて（案）」への意見として、①消費者とのリスクコミュニケーションを徹底すること、②届出を法的に義務化すること、③消費者が正しく選択できるようにすることの3項目を要望しました。しかし、現時点においてもゲノム編集技術応用食品等に関する消費者の理解は全く不足している状況であると認識しています。

消費者とのリスクコミュニケーションをていねいに繰り返し行うことで、ゲノム編集技術に対する消費者の理解が深まり、社会全体に受け入れられる環境が整うことにつながると考えます。また、今般の「取扱要領（案）」では届出について、義務違反の特定は困難であることなどを理由に法的な義務化には至りませんでした。消費者の商品選択の権利を保障するためには、届出情報が不可欠であると考えます。

当連合会は、消費者の信頼と商品選択の権利を確保することが大切であると考え、「取扱要領（案）」について以下の意見を申し述べます。

1. 流通開始前までに、消費者とのリスクコミュニケーションを徹底すること

既に開催されているゲノム編集技術を利用して得られた食品等に関する意見交換会においても、不安や疑念の意見、取扱いに関する問合せ等が寄せられています。消費者とのリスクコミュニケーションを早急に推進すべき時期にもかかわらず、政府の動きはかなり鈍いと感じます。このままでは、現在でも多くの消費者から安全性や環境への影響を懸念する意見等が見受けられる、遺伝子組換え食品と同じ轍を踏むことは容易に想像できます。ゲノム編集技術応用食品等の流通開始前までに、その安全性、環境への影響、メリット・デメリット等などについて、消費者とのリスクコミュニケーションを徹底して取り組むことを求めます。

2. 届出制度に従わない開発者等への罰則を明確にすること

「本通知に従わない事実が確認された場合にあつては、経緯等を確認の上、本通知に従っていない旨を当該開発者等の情報と共に公表する場合があるので留意すること」としています。これでは届出のないゲノム編集技術応用食品等が市場に出回る可能性は否定できません。届出の実効性を担保する観点から、届出をしない場合は開発者等を必ず公表するなど、実効性の高い届出制度の構築を求めます。

3. 届出・公表された品種の後代交配種について、届出の対象にすること

これまで後代交配種について公式な検討は行われておらず、唐突感は否めません。届出・公表された品種の後代交配種について届出対象から除外すると、消費者はゲノム編集技術を応用して生み出されたものであることを知る術がありません。また、届出の対象として積極的に情報を蓄積することは、何か問題が生じた場合の速やかな対応への備えという観点から、極めて重要です。後代交配種を届出対象から除外することは、問題が発生した時の対応を困難にする恐れがあり、見直しを求めます。

4. ゲノム編集技術応用食品の定義と届出対象範囲の明確化

「ゲノム編集技術応用食品」について、下記の3つに定義されました。

- ① ゲノム編集技術によって得られた生物の全部若しくは一部
- ② 当該生物の全部若しくは一部を含む物
- ③ ゲノム編集技術によって得られた微生物を利用して製造された物又は当該物を含む物

消費者にとっては、①と②の相違点は分かりにくく、③についてはどのようなものを具体的に想像することは困難です。また、上記の②および③の一部（当該物を含む物）は届出の対象として記載がありません。

ゲノム編集技術応用食品の食品衛生上の取扱要領をまとめるにあたり、定義や届出範囲はていねいな論議の上で定める必要があります。そしてこれらを、開発者・消費者双方にとって認識の違いが生じないように、例示するなどして明確に示すことを求めます。

5. 取扱要領の見直しを適宜行うこと

ゲノム編集技術応用食品等の流通が開始されると、事前相談・届出・流通等を含め様々な課題等が見えてくることが予測されます。取扱要領（案）では「利用の実績又は今後の科学的知見の充実、国際的動向等を踏まえ必要に応じて見直しを行うこととする」としていますが、実際に届出の実効性が確保されているかどうかなど、運用状況についても適宜かつ確実に点検・検証を進め、必要に応じた見直しを速やかに行うことを求めます。

以上